

令和3年度いじめ防止対策協議会における議論のまとめ（案）

1. **学校・教育委員会等のいじめ防止対策推進法等への理解の徹底**

ヒアリングやアンケートの調査結果等から、学校・教職員等のいじめに対する理解不足やいじめ防止対策推進法等に対する認識不足のため、いじめに対し、早急かつ適切に対応できておらず、対応の遅れに繋がる等の課題が浮き彫りになった。

このため、教職員一人一人をはじめ、学校・教育委員会等がいじめ防止対策推進法等への理解を徹底することで、適切な初期対応だけでなく、未然防止への取組を日常から意識する必要がある。

【具体的な対応策（案）】

- ・文部科学省による教育委員会等への行政説明等を活用した周知・徹底
- ・教育委員会等が主催する学校への研修等の機会を活用した周知・徹底

2. **学校・保護者・地域等でのいじめの対応に係る共通認識等の促進**

ヒアリングやアンケートの調査結果等から、保護者へのいじめの重大事態調査に係る説明（調査の目的や限界等）が不足しているなどして、学校や教育委員会等と保護者間で十分な信頼関係が構築できず、対立構造に陥っている状況等が、いじめの重大事態調査等の実施の阻害要因となっていることが伺えた。また、保護者にとって重大事態調査の目的が不明瞭であるために、相互の認識や方向性が一致しない等の弊害となっていることも浮き彫りとなった。

このため、学校・保護者・地域がいじめ防止対策推進法等を十分に理解したうえで一体となって、いじめの対応及び解決、再発防止等に向けて取り組む必要があり、日頃から学校・保護者・地域等のいじめの対応に係る共通認識をより図る取組の充実が重要である。

【具体的な対応策（案）】

- ・定期的な学校いじめ防止基本方針の児童生徒、保護者等への徹底した周知
- ・児童生徒、保護者、地域と協働した学校いじめ防止基本方針の見直し等
- ・教育委員会等による、学校の日頃からの取組への支援
- ・保護者・地域等の閲覧を念頭に置いたガイドラインの改訂等

3. **関係機関と連携した人材の確保等のための体制整備**

ヒアリングやアンケートの調査結果等から、調査委員を担う人材不足や調整の困難さが、調査の長期化を招いており、児童生徒・保護者等に不信感を抱かせることにもなることが明らかとなった。また、地域によっては、調査委員になり得る人材が確保できない等の困難さを感じており、広域な職能団体からの推薦体制等が必要であることもわかった。なお、その際には公平性・中立性が担保される人材を確保する必要がある。このため、調査委員の確保や育成は、円滑かつ適切ないじめの重大事態調査には必要不可欠であり、今後は、**関係機関と連携した人材確保等のための体制整備**が重要である。

※常設されている教育委員会の附属機関が調査委員会となった場合、迅速に対応ができる利点がある。一方、被害児童生徒側からは、学校や教育委員会側であると思われ、公平性・中立性に懸念を持たれることがあり、この点については、今後、十分な検討が必要である。

【具体的な対応策（案）】

- ・ 調査委員を担う人材確保等を促す取組
- ・ 職能団体等における調査委員を育成するための研修機会の確保等
- ・ 地方区分単位における、または、市町村、都道府県間等の連携における人材プールの整備の検討
- ・ 重大事態調査等における首長部局等との連携の在り方の検討

4. **その他（調査中における児童生徒への指導支援等に関する留意点）**

ヒアリングやアンケートの調査結果等から、いじめの重大事態調査等において、保護者対応に注力するあまり、被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等が疎かになった結果、必要な対応ができず、児童生徒にとって事態の悪化や長期化につながるケースもあることがわかった。また、調査等を理由に、児童生徒への指導支援等が滞っている事案も発生していることもうかがえた。

これらを踏まえると、いじめの重大事態調査等において、学校・教育委員会・保護者等が一体となって対応していくことが重要であり、必要な支援や早急な指導が適切に実施されるために、調査と並行して、**児童生徒への指導支援等により一層留意する**必要がある。

【具体的な対応策（案）】

- ・ 教育委員会等が適切に重大事態調査を実施できるためのガイドラインの改訂等
- ・ 調査委員会内での適切な役割分担の例示の周知
- ・ 重大事態調査と児童生徒の支援との役割分担の構築
- ・ 学校における被害児童生徒支援、加害児童生徒指導への十分な体制の確保